

令和6年度 合志市母子健康手帳アプリ導入業務委託に係る プロポーザル実施要領

1. 本実施要領の趣旨

当該事業に係る企画提案を求め、各提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業所を選考するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 事業概要

(1) 事業目的

近年、子育て世代の孤立感や負担感の増大や子どもを持つことの不安感が増大するなど、子育てをめぐる環境が厳しさを増す中で、多様化する子育て世代のニーズに対応した子育て支援施策のさらなる充実を図っていく必要がある。

合志市で子どもを産み、育てる環境を推進するとともに、子育て世代のニーズに即した子育て支援施策を提供するため、母子健康手帳の記録の電子化をはじめ、子育て情報の配信や子どもの成長記録の管理など、子育て世代の市民を継続的にサポートする機能を有する母子健康手帳アプリを導入し、ICTを活用した子育て支援施策の充実を図る。

- | | |
|-----------|--------------------------|
| (2) 業務名 | 令和6年度 合志市母子健康手帳アプリ導入業務委託 |
| (3) 業務内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (4) 履行期間 | 契約締結日から令和7年3月31日まで |
| (5) 見積限度額 | 2,605,900円(税込み) |

3. 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 国税、都道府県税、市町村民税に未納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びに

それらの利益となる活動を行う者でないこと。

(8) 下記の条件を2つ以上満たすこと。

ア プライバシーマークの取得

イ ISMS取得

ウ G W A Nを利用したデータの送受信

(9) 組織における情報セキュリティ管理について万全であること。

(10) 本市からの問い合わせに迅速に対応できる体制が整っていること。

4. 日程

※この日程は、本要領の公表日における予定であり、都合により変更することがあります。

実施要領の公表	令和6年4月25日(木)
参加申込受付開始	令和6年5月7日(火)
質疑締切	令和6年5月15日(水)
参加申込締切	令和6年5月21日(火)
企画提案書提出締切	令和6年5月28日(火)
プレゼンテーション・ヒアリング	令和6年6月4日(火) 予定
審査結果通知、受託候補者決定	令和6年6月6日(木) 以降

※予定は変更することがあります

5. 事業者の公募

(1) 実施要領の公表等

実施要領、提出様式及び仕様書は、本市ホームページからダウンロードすること。

本市ホームページ：<http://www.city.koshi.lg.jp/>

(2) 参加の申込み

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次により「参加申込書(様式第1号)」を提出すること。

ア 提出方法 こども家庭課まで持参または郵送(提出期限までに到着するものに限る)による。

※郵送中の事故に伴う損害に関して本市は一切の責任を負わない。

イ 受付期間 令和6年5月7日(火)から令和6年5月21日(火)まで
ただし、持参の場合は、土日、祝日を除く

ウ 受付時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 参加申込み後の辞退

参加申込書を提出した後に参加辞退をするときは、企画提案書等の提出期限日の前日までに「辞退届(様式第3号)」をこども家庭課まで持参または郵送(必着)により提出すること。ただし、持参の場合は、土日、祝日を除く。

6. 質疑書の提出

- (1) 提出方法 本実施要領及び仕様書に質疑がある場合は、質疑書（様式第2号）により作成し、こども家庭課へ電子メールにより行うこと。
- (2) 受付期限 令和6年5月15日(水) 正午まで
- (3) 回 答 質問に対する回答は、質問者の名称等を匿名として、随時本市ホームページ上で公表する。

7. 提案方法

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第4号）

別添様式は、基本A4版、書式、頁数については特に定めのないもの（A3版による折込頁の挿入は可とする）とし、次の内容を簡潔にまとめること。

イ 会社概要書（様式第5号）

ウ 業務実施体制調書（様式第6号）

エ 本計画に対する貴社の考え方（様式任意）

オ 本計画の現状分析手法（本市の現状分析と課題分析）（様式任意）

カ 仕様書に基づく業務手法について（様式任意）

キ 事業実施スケジュール（様式任意）

ク その他の調書（様式任意）

その他の提案内容や業務の特徴など、特に訴えたいことを記載したもの。

ケ 見積書（様式任意）

人件費、諸経費の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。

(2) 提出部数 9部（正本1部、副本8部）

※1部ずつA4版縦型フラットファイルに長辺とじとする。

(3) 提出期限 令和6年5月28日(火)午後5時まで 必着

こども家庭課まで持参または郵送（書留）にて提出すること。

（郵送の場合は、期限内に必着）

ただし、持参の場合は、土日、祝日を除く。

(4) その他

ア 提案の終了から受託者選定までの間に、資料等の内容変更は認めない。

イ 提出物は返却しない。

ウ 提出物は、本市情報公開条例に基づく開示請求により、開示する場合がある。

エ 提案の際に使用する資料の作成費、運搬費等の諸費用は、提案者の負担とする。

8. 参加資格確認書類

(1) 提出書類

ア 履歴事項全部証明書

法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（3カ月以内に発行されたもの。写し可）

イ 国税の納税証明書

所轄の税務署で発行する法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）（3カ月以内に発行されたもの。写し可）

ウ 印鑑証明書

法務局が発行する法人の印鑑証明書（3ヶ月以内に発行されたもの。写し可）

(2) 提出部数

1部

(3) 提出方法

企画提案書と同時にこども家庭課まで持参または郵送にて提出すること

(4) 提出期限

令和6年5月28日(火)午後5時まで 必着

9. 評価方法及び評価基準

選定委員会において、提案者からの企画提案書類及び面接（プレゼンテーション）による審査を行う。

(1) 日時及び場所

ア 日時 令和6年6月4日（火）予定

イ 場所 合志市役所 防災センター避難所1

※具体的な時間及び会場は後日通知

ウ 出席者 3名以内。プレゼンテーションは本業務の担当予定者等が行うこと。

(2) 実施内容

企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うこと。

持ち時間は、企画提案の説明を30分以内、審査員からの質疑応答を5分以内、準備撤収を5分以内とし、1社あたり40分以内とする。

また、プロジェクター及びパソコンを使用する場合は提案者で用意すること。

(3) 評価基準

業務実績	15点満点
業務管理	10点満点
システム概要	15点満点
アプリ機能	35点満点
運用・サポート体制	20点満点
価格	5点満点

(4) 審査手順

審査にあたっては、評価基準に基づき採点し、最高得点の提案者を受託候補者に選定する。最高得点の点数の同じものが2者以上あるときは、抽選により決定する。

なお、この選定により委託契約の受託者や契約金額が確定するものではない。

10. 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とし、その提案は無効とする。

- (1) 参加申し込み後、契約日までの間に参加資格を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 本要領で示された提出書類の提出期限、提出方法ならびに提出書類作成に係る留意事項の条件に適合しない場合。
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

11. 審査結果の通知及び公表

(1) 通知および公表の方法

選定委員会の審査結果は、全提案者に通知する。併せて本市ホームページへの掲載により公表する。

(2) 公表の日時

令和6年6月6日（木）以降

12. 契約に関する基本事項

(1) 契約締結

プロポーザルにより決定した受託候補者を相手方として、委託契約締結に向けた協議を行い、協議が整った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

なお、本市と受託候補者の協議が不調に終わり、契約締結に至らない事態となった場合には、選定において得点の高かった事業者から順に委託契約に向けた協議を行うこととする。

(2) 支払条件

業務完了時の一括払いとする。

13. その他の留意事項

- (1) 決定した受託候補者と協議を行い、必要により仕様書の修正・追加を行う場合がある。
- (2) 本要領に示した書類のほか、合志市長が必要と認める書類の提出を求めることがある。
- (3) 選定結果について、異議申立は受け付けない。
- (4) 業務遂行にあたっては、適宜実務担当者が来庁し、本市と緊密に協議すること。

(5) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの評価及び議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案書等の使用、複製及び公開を、無断、無償で行うものとする。

14. 提出先及び問い合わせ先

〒861-1116 熊本県合志市福原2922番地

合志市こども部 こども家庭課 母子保健班

電子メール katei@city.koshi.lg.jp

TEL 096-248-1173

FAX 096-248-1599